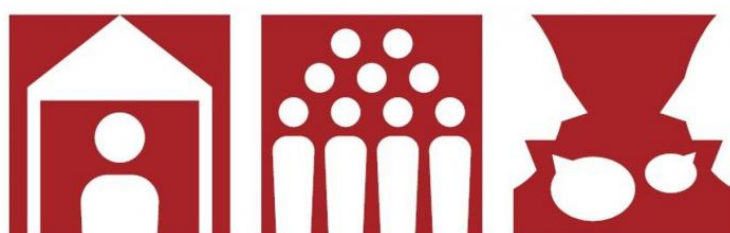


【令和3年度】  
山口市新しい生活様式導入応援補助金  
募集要項



外出控え

密集回避

密接回避



密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

募集期間

令和3年4月15日(木)

～令和3年12月28日(火)

令和3年4月  
運営主体：山口商工会議所経営支援課  
実施主体：山口市経済産業部ふるさと産業振興課

山口市では、新型コロナウイルス感染症の「感染拡大防止」と感染症がある中での「社会経済活動」の両立に向け、政府専門家会議で提唱された「新しい生活様式」や各業種で定める感染拡大予防ガイドラインに基づく対応のほか、新たな業態へチャレンジするために取り組む市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）を対象とした補助金制度「山口市新しい生活様式導入応援補助金」の補助対象事業者を募集します。

御希望の事業者の方は、次により御応募ください。

## **I 補助金の概要**

### **1. 補助金の目的**

市内事業者を対象に政府専門家会議で提唱された「新しい生活様式」や各業種で定める感染拡大予防ガイドラインに基づく対応のほか、新たな業態へチャレンジするために取り組む事業に対して補助金を交付することで、本市の産業振興を図ることを目的としています。

### **2. 補助金の内容**

「新しい生活様式」への対応や新たな業態へチャレンジするための設備導入費や店舗等改装費等の経費の一部について、市が予算の範囲内で補助金を交付します。

#### **【令和2年度からの変更点】**

- ・本補助金の限度額が50万円から30万円に変更となりました。
- ・補助対象要件の事業に係る補助対象経費（税抜）の合計が10万円以上から5万円以上に変更となりました。
- ・汎用性の高いパソコン・タブレット等の機器が対象外となりました。

### **3. 補助対象者**

(1)～(5)のいずれかに該当する事業者であり、申請は同一年度で1事業者につき1回限りとします。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 医療法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）
- (5) 特定非営利活動法人

### **4. 補助対象要件**

(1)～(5)のすべてに該当する事業者

- (1) 山口市内の事務所又は店舗（以下「事務所等」という。）で事業を営む中小企業者。
- (2) 事業に係る補助対象経費（税抜）の合計が5万円以上であること。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

### **5. 補助対象事業**

- ・政府専門家会議が提唱した「新しい生活様式」や各業種のガイドラインに基づく対応、新たな業態にチャレンジするための、市内事業者（市内に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主）と契約して行う備品・設備導入費や店舗等の改装等に係る経費

<対象とならない経費>

- ・国・県・市等で交付を受けた対象経費（対象経費が重複していなければ併用は可能）
- ・新しい生活様式への対応や新たに取り組む事業とならない備品・設備の買い替えや修繕
- ・汎用性の高いパソコン・タブレット・スマートフォン等の機器
- ・人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得、施設の保守管理費、水道光熱費、家賃（保証金・共益費・地代含む）、リース代、保険料、交際費（飲食・接待）、公租公課、当該補助制度の目的と整合性がない経費 等

## 6. 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助対象事業の認定を受けた日から着手して、事業が完了する日（令和4年1月31日）までが対象となります。

ただし、令和3年4月1日から4月30日までの間の交付決定前に着手した経費についても市内事業者への支払が確認できれば対象となります。なお、審査により補助金を交付できない場合がありますので事前にご了承ください。

## 7. 補助対象経費

区 分	内 容
機 械 装 置 ・ 備 品 等 導 入 費	感染症防止対策としての「新しい生活様式」や各業種で定める感染拡大予防ガイドラインに基づく対応、新たな業態へチャレンジするために取り組む事業等に係る機械装置又は備品等の導入経費 （個人住宅等と兼ねる事務所等に設置・使用するものについては、原則、対象外とする。ただし、事務所等での設置・使用が明確な場合やテレワークに係る備品等は除く。また、パソコンやタブレット等の汎用性の高い機器等の設置及び導入経費は除く。）
設 備 改 修 ・ 事 務 所 等 改 装 費	感染症防止対策としての「新しい生活様式」や各業種で定める感染拡大予防ガイドラインに基づく対応、新たな業態へチャレンジするために取り組む事業等に係る設備改修又は事務所等改装経費 （個人住宅等と兼ねる事務所等の改修・改装については、原則、対象外とする。ただし、出入口が別で独立・分離されている場合は除く。）
そ の 他	上記以外で市長又は運営主体が必要と認める経費

<対象事業（一例）>

<p>【機械装置・備品等導入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染防止のための<u>アクリル板や透明ビニールカーテン・サーモグラフィーカメラ・空気清浄機等の設置</u>に係る備品購入費及び工事費</li> <li>・従業員の感染防止や新たな業態変更のための<u>テレワーク・オンライン会議等の整備</u>に係る備品購入費及び工事費（パソコン・タブレット等の汎用性の高い機器は除く）</li> <li>・店舗での営業を行いながらECサイト販売を始める際に必要な<u>専用保管庫などの設置</u>に係る備品購入費及び工事費 等</li> <li>・飲食店の夜間営業のほかに昼間のテイクアウト・デリバリー事業を新たに始める際に必要な<u>事業専用の厨房機器の設置</u>に係る購入費</li> </ul>
<p>【設備改修・事務所等改装費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染防止のための<u>間仕切り設置や換気設備等の設置</u>に係る改修工事費</li> <li>・店舗や事務所の飛沫感染防止や「3密」対策のための<u>トイレや窓などの改修に係る工事費</u>（新築・増築は除く）</li> <li>・新たな業態にチャレンジするために<u>宿泊施設をテレワーク用の個室に改装</u>する工事費等</li> </ul>

## 8. 補助金額

補助金の補助率は2分の1 限度額は30万円。

※ 100円未満の端数は切り捨て

※ 1つの補助対象事業に対して適用し、申請は、同一年度で1事業者につき1回限りです。

※ 別に定める審査会にて、評価点65点以上を獲得する必要があります。

## 9. 用語の意義

(1)「中小企業者」とは下記のいずれかに該当するもの

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

中小企業基本法第2条（参考）

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小 売 業	5千万円以下又は50人以下

② 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

④ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

⑤ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

## II 申請方法

### 1. 申請者

申請者は補助対象者となります。

### 2. 申請書類及び部数

以下の書類を提出してください。（書類不備があった場合は、審査ができませんので、必ず確認の上、提出ください。）

(1) 山口市新しい生活様式導入応援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（別紙1）

(3) 収支予算書（別紙2）

(4) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書又は直近の確定申告書及び写真付身分証明書）の写し

(5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料（工事を伴う場合は工事前の写真が必要）

(6) 市税の滞納のないことの証明

(7) 補助対象事業の発注先事業者の国税庁法人番号サイトの企業情報ページ（個人事業主の場合は顔写真付身分証明書又は住民票）の写し

(8) 1から7までに掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

### 3. 募集期間・申請方法・問合せ先

(1) 募集期間：令和3年4月15日（木）～ 12月28日（火）（当日消印有効）

(2) 申請方法・問合せ先・提出先

申請書類の提出は郵送のみとなります。（郵送の場合は、追跡等ができる方法で送付）

【提出先】

〒753-0086 山口市中市町1番10号  
山口商工会議所経営支援課 宛

電話：083-925-2300 FAX：083-921-1555

4. 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申請書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (5) 申請書類は、返却いたしません。

Ⅲ 補助対象事業の交付決定

1. 交付決定の方法

「山口市新しい生活様式導入応援補助金交付審査会」により、厳正に審査をおこないます。

2. 審査時期

申請受付日より下記の審査日に審査会を行います。

※申請受付日は、山口商工会議所で受け付けた日となります。申請者が記載した申請日とは異なります。

なお、原則、予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間前に終了する場合があります。

【第1回審査】令和3年6月上旬（4月15日（木）～5月31日（月）申請受付分）

【第2回審査】令和3年7月上旬（6月申請受付分）

※以降、各月上旬に前月申請受付分を審査

3. 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

評価項目	配点
業務内容	10点
業務上の課題の整理	10点
事業の内容・実施方法	30点
事業の効果	30点
事業の経費(経費の妥当性)	20点
合計	100点

(2) 交付基準点（最低基準）

交付基準点を評価点65点以上（100点満点）とします。

(3) 評価の方法

各評価項目に対し、5段階の評価ポイントを付し、100点満点で評価（5点：良い、4点：やや良い、3点：普通、2点：やや悪い、1点：悪い）します。

(4) 補助率・限度額の適用

補助率・限度額の適用基準は補助率2分の1 限度額30万円。

(5) 交付決定

交付基準点以上の事業を予算の範囲内で補助対象事業として交付決定します。

#### 4. 交付決定の通知

選考結果は申請書類を提出した全ての申請者に対して速やかに文書で通知します。

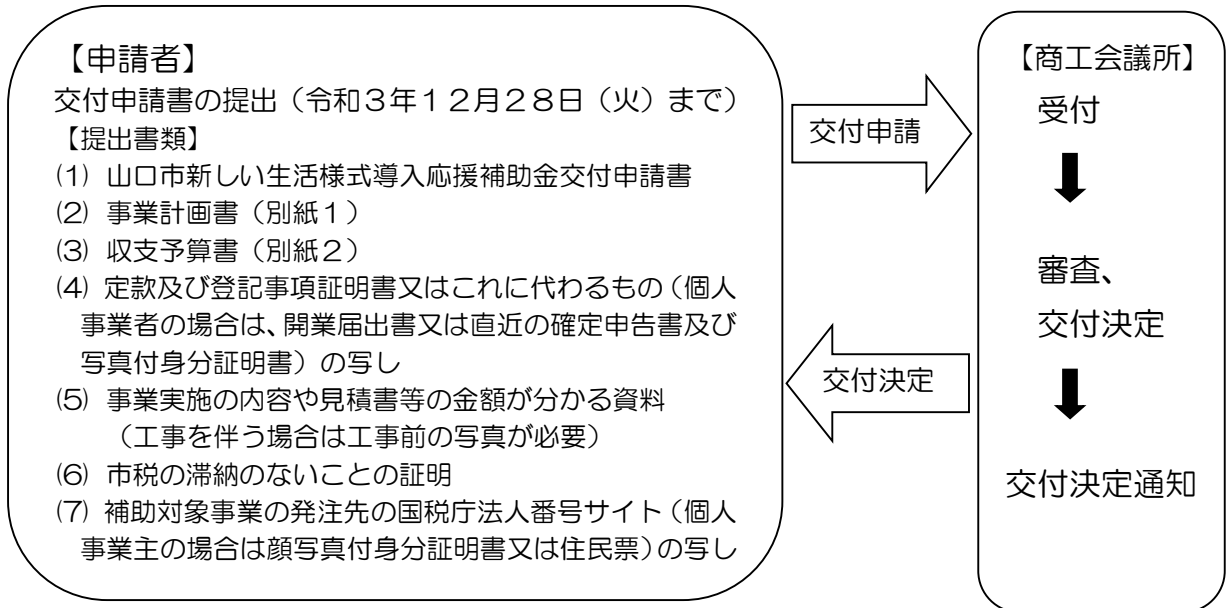
#### 5. 留意事項

申請の内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審議会は非公開で行います。

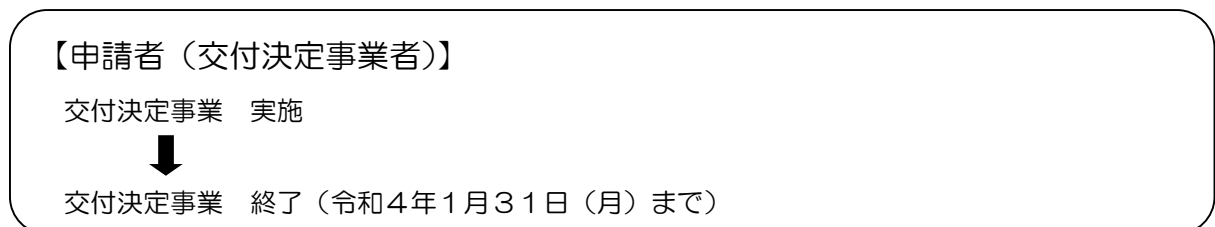
### IV 補助金交付までの流れ

補助金の交付時期は、事業終了後に実績報告の内容を確認の上、額の確定を行います。その後、額の確定通知を受けた後となります。

#### ① 補助対象事業交付申請



#### ② 補助対象事業の実施



#### ③ 実績報告書兼請求書・額の確定・支払

